

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2008年4月24日(木) 定例研究会報告

テーマ： 「年齢・世代からみた食料消費の変化」をめぐって

報告者： 石橋喜美子（中央農研センター・マーケティングチーム）

秋谷 重男（埼玉大学名誉教授）

コメンテーター： 森 宏（本学名誉教授・社研研究参与）

時 間： 15:30～17:30

場 所： 神田校舎7号館774教室

参加人数：25名

総務省統計局は毎月全国約8,000戸（2002年から約800戸の単身世帯が加わった）の世帯について、毎月の収入と支出の明細を調査し、月報と年報の形で発表している。年報は各県庁所在地を含む地域別に、また全国ベースでは世帯の収入や世帯主の年齢階級別に消費の詳細を明らかにしているので、食に限らず衣・住各分野の消費動向に关心を持つものには、きわめて重宝な資料源である。

報告者の一人石橋（敬称略）は、1ヶ月8,000×12ヶ月=96,000戸の個票データを分析した数少ない研究者の一人である。1982年・1991年・2001年の10年間隔、今回の報告ではさらに2006年を追加して、世帯員個人の主要食品の1人当たり消費を年齢階級別に推計し、大半の食品の（家計内、以下略）個人消費が年齢によって大きく変異していることを始めに明示した。たとえば成人についても、みかん・りんご・きゅうり・トマトなどの生鮮青果物の場合、20-30歳代に比べ40-50歳代の中年層の消費は、2-3倍程度大きい（1982年）。経済的な要因、価格や所得の変化に伴う増減に比べても、無視することができない大きさである。しかもそれらの年齢間格差のパターンが、この20数年の間に、消費の山が中年層から高年層に移動した、総じて消費が減少しているなど、食品によっても、歴然たる相違があることが観察される。

これらの事実は今後人口の高齢化が一層進むなかで、品目別の食料消費の動向を予測する上に欠かせない視点である。

次の報告者秋谷は、長年产地から消費地市場に至る水産物流通を自らの足で踏み固めてきた現場主義の研究者だが、1990年代に入ってからの魚価の低迷や大消費地市場への流れの変化などが、単に「輸入の増大」とか「バブルの崩壊」によるものでなく、その背景には消費構造の変化があるのではないかと感じ始めたと言う。氏は、1979年版から『家計

調査年報』に記載され始めた世帯主年齢階級別消費データをもとに、魚の消費構造がどの年齢・世代周辺で、いつごろから変化しているかを探査した。秋谷の使うデータは基本的には世帯主年齢階級別世帯消費を世帯員数で割った単純1人当たり消費量で、厳密には問題無きにしも非ずだが、データの限界をふまえ「目配りよく」注意深く用いているので、違和感は少ない。

「日本人は若いときは肉だが、歳をとる（「加齢」）に従って魚になる。自分もそうだった」は、（中年過ぎの）識者からよく耳にする言葉である。しかし氏の分析結果によると、古い世代（1979年時点では40歳以上）は40歳から50歳、60歳と加齢するに伴い魚の消費は着実に増加するが、新しい世代、特に1979年時点では20歳代前半（現在40歳代）以下は、30歳から40歳と加齢しても、魚の消費はほとんど増えていないのが現実である。「日本には2種類の人が棲んでいる。」歳をとれば魚をよく食べるようになる日本人と、そうでない日本人がいて、世代によってはつきりした段差が見られるが、氏の主張である。

2人の報告者に共通した重要なポイントは、出生世代別に加齢に伴う消費量の変化を眺めた、表1に要約される。分析の対象期間は1980年から2000年の20年間である。古い世代Aは1980年に40歳代で、2000年には60歳になっている。1930年代出生のコウホートである。BとCはそれぞれ1980年に30歳代と20歳代で、2000年には50歳代と40歳代に加齢している。出生はそれぞれ1940年代と1950年代で、A、BおよびCは幼少時から成年に至る期間にかなり異なった食経験をしていると思われる。

表1 世代A,B,Cごとにみた年齢階級別の消費の変化—架空例

年齢	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳
世代A	-	-	145	175	185
世代B	-	120	130	145	-
世代C	100	100	105	-	-

Aは40歳代から50歳代に加齢するに従い、1人当たり（以下略）消費を顕著に増やし、60歳代にはいるとやや鈍る。Bは30歳代から40歳代と50歳代へ加齢するに伴い消費を増やすが、伸びはやや緩慢で、Aに比べ50歳代では30も低い。Cは20歳代から30歳代と40歳代に加齢しても、消費は20歳代のときとあまり変わらず、40歳代ではAに比べ40、Bと比べても25少ない。これらから三つの含意が読み取れる。一つ目は、（同じ時点で比較して）年齢階層間に大きな差が存在する。二つ目は、（同年齢を比較して）世代間に

段差が存在する。三つ目は、世代によって加齢に伴う変化の様相が大きく異なる。

第一の点については、年齢間格差には世代差が含まれている。第二の点については、たとえば同じ40歳代を比べる際、Aの145は1980年、Bの130は1990年、Cの105は2000年の消費に対応しており、1980年から2000年にいたる20年間の期間に、消費が総体的に遞減（あるいは遞増）していたとすれば、世代間格差には時代効果の差も含まれる。第三の点については、たとえばAとBの40歳代から50歳代にかけての加齢効果、 $(175-145) = 30$ と $(145-130) = 15$ の差には、前者は1980年から1990年、後者は1990年から2000年への時代に伴う変化が含まれている。

かのように個人の消費に、年齢と世代に加え、時代の3要素が影響しているとすれば、二人の報告者の2次元の作図・作表に対して、もう1次元追加する必要があるのではないかが、討論者、森の指摘であった。そのコメントに対して、フロアーから「それなら1次元追加すれば済む」という程度の問題とは思えないとの疑問が寄せられた。調査年次(t)、年齢(i歳)と世代の出生年(k)の間には、 $t = i + k$ の線形関係が存在し、いずれか2つが決まれば、後の1つは自動的に決まり、あたかも3個の要素で説明しているつもりでも、実は2個の要素で説明しているのと変わりないという難しい問題（「識別問題」）が、コウホート分析には内在しているのである。

多くの参会者にめぐまれ、意義深い研究会であった。報告者と事務局に加え、活発な質疑を展開された皆様に感謝します。また石橋氏の報告の元になった『長期金融99』と『AFC調査リポート2007年12月』を参会者分ご用意くださった農林漁業金融公庫調査室にお礼申し上げます。

記：社研研究参与・森 宏

2008年5月17日（土） 定例研究会報告

報 告 者：内田 雅敏（反戦ビラ裁判弁護人・本学法学部非常勤講師）

コメント1：大西 章寛（立川反戦ビラ入れ裁判“元”被告／立川自衛隊監視テント村）

コメント2：古川 純（本学法学部教授・憲法学）

テ 一 マ：立川反戦ビラ裁判最高裁判決（4月11日、第2小法廷）の批判的考察

共 催：NPO 現代の理論・社会フォーラム

時 間：15:30～18:00

場 所：神田校舎7号館784教室

概要

研究会では、陸上自衛隊のイラク派遣が近づいた2004年1月に、立川で長年自衛隊基地の監視活動を行ってきた「立川自衛隊監視テント村」のメンバーの、「イラクに行くな、イラクで殺すな、殺されるな」「一緒に考えよう」といった自衛隊イラク派遣に反対するビラを自衛隊宿舎のドアポストに入れた行為が「住居侵入罪」として逮捕・起訴された事件における最高裁判決の検討を、テーマとして取り扱った。

報告者である内田雅敏弁護士は、次のような報告を行った。

一審の東京地裁八王子支部は、ビラの内容、ビラ配布のために建物に入った人数、時間帯、滞留時間、配布の頻度、ビラ配布が居住者に与えた影響などを、具体的に検討し、居住者・管理者の法益は極めて軽微なものである、ビラの投函は憲法21条1項の保障する政治的表現活動の一態様であり、営業用ビラ配布に比べ優越的地位が認められるとして、可罰的違法性がないとした。この一審判決は、表現の自由保障の意義に照らして、常識的で妥当なものといえる。ところが、2005年12月9日の、東京高裁判決は「表現の自由といえども、他人の権利を侵害してはならない」とし、逆転有罪判決を下した。

最高裁判決では、東京高裁の表現の自由の制約に関する一般論を支持し、「たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に侵害するようなものは許されない」として、被告人の有罪が確定した。

最高裁判決の問題点は、何を持って他人の権利に対する「不当な侵害」があったとするかである。判決は、1984年の第三小法廷判決が下した吉祥寺駅構内でハンドマイクを使用してビラ配りをしたことが鉄道営業法35条・刑法130条に違反されたとして起訴され、有罪とされた判例を引用し、判決理由を補強しているが、この判例は、本件とはまったく事案を異にする事例である。

最後に内田弁護士は、自衛隊派遣反対のビラ配布を、住居侵入罪の目的外使用によって処罰したことは、「銃後の憂いをなくす」ためであり、さらには、オウム事件以後、公安警察と公安検察がその存在意義を再び強調しだしたという背景もあるだろうとした。

また、コメンテーターの古川教授からは、この判決により、犯罪ともいえない軽微な行為により、政府に反対する表現活動に対する萎縮的效果が危惧され、事実そのような萎縮的效果に基づく表現の自粛が始まっている点が指摘され、大西氏からは、事件の当事者として75日にわたる捜査の過酷さや留置所内での生活、事件の社会的反響の大きさなどについて、コメントがなされた。

記：専修大学法学部・内藤光博